

施設の減免対象となる「障害者」は、相模原市条例及び規則で次のとおり規定されています。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において、知的障害と判定を受けた方（療育手帳など）
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

ご利用の際には上記の手帳等を窓口で提示してください。